交通安全かわら版

～　秋の全国交通安全運動の実施　～

令　和　３　年　８　月
茨城県警察本部交通総務課
ＮＯ．３７

秋の全国交通安全運動

期　間　令和３年９月２１日(火)～９月３０日(木)

スローガン　**暗い道　あなたを守る　反射材**

運動の重点

（１）子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

○　歩行者を見かけたら十分注意し、速度を落としたり、安全な間隔をあけるなど、思いやりのある運転を心がけましょう。

○　**横断歩道は歩行者優先**です。横断歩道手前では、減速や一時停止をするなど、歩行者の保護を意識しましょう。

○　歩行者が道路を横断するときは、車の運転者に対して手を挙げるなど意思表示し、車が停止するのを確認してから渡りましょう。

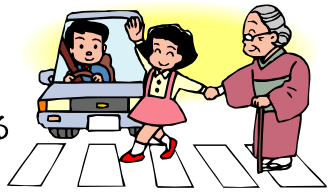

（２）夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

○　夕暮れ時は早めにライトを点灯し、夜間対向車や先行車がいない時は、**ハイビームを活用**して、歩行者などを早く発見できるように努めましょう。

○　**夜間自転車や歩いて外出する時は、反射材を活用**し、夜間でも視認性の高い明るい色の服を着るようにしましょう。

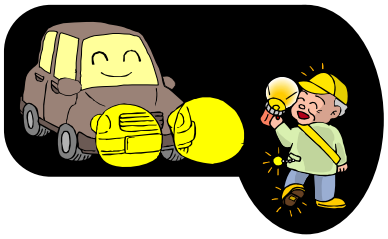

（３）自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

○　自転車に乗る時は、**子供だけではなく、大人もヘルメットを着用**しましょう。

○　自転車も交通ルールを必ず守りましょう。傘差しなどの片手運転や、スマートフォンを使用しながらの運転は危険です。

（４）飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

○　重大事故に直結する、**飲酒運転やあおり運転は、悪質な犯罪**です。

　事故を起こした場合、懲役や罰金などの刑事罰の他、免許取り消しなどの行政処分、損害賠償など社会的、経済的に大きな代償を伴います。

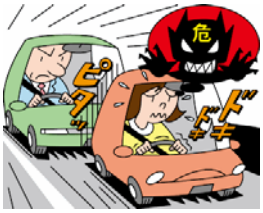

今年も「秋の全国交通安全運動」は、９月21日から９月30日までの10日間実施されます。

県民の皆さん一人ひとりが、交通事故の実態を知り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことが、交通事故の防止につながります。

「思いやり」や「ゆずり合い」の意識を忘れずに、交通事故防止にご協力をお願いします。